

少子化対策の一環として同窓会へ補助金を出している市町村

	市町村	補助金	備考
1	滋賀県 甲賀市	上限10万円	補助金の概要参照(※1)
2	福井県 おおい町	上限10万円	同窓会支援事業(※2)
3	福井県 越前市		
4	福井県 坂井市		
5	奈良県 吉野町	上限10万円	
6	兵庫県 淡路市		
7	兵庫県 南あわじ市		
8	静岡県 小山市		
9	長野県 木島平村		
10	愛媛県 伊予市		
11	茨城県 結城市	上限10万円	
12	群馬県 中之条町		
13	北海道 秩父別町		
14	北海道 上川町		

(※1) 滋賀県 甲賀市

若者のつどい開催支援補助金

- ① 今年度において25歳・26歳の学年～33歳・34歳の学年の方が対象です。
- ② 市内で開催してください。
- ③ 来賓も含め10人以上で開催してください。
- ④ 交流を促進するため、市内在住者及び市出身者へ広く参加を呼びかけてください。
- ⑤ 市の移住施策やUターン、就業に係るPR、アンケートを実施してください。
- ⑥ 参加者一人当たり上限2,000円。1回あたりの上限額は10万円です。
ただし、この額に満たない場合はその額とし、1年に1回までとします。
- ⑦ 同窓生の交流会や同窓会を対象とします。
- ⑧ 公募期間は2024年4月1日～2025年3月31日

(※2) 福井県 おおい町

同窓会支援事業を実施しています

町民と町出身者との交流機会の創出により、移住及び定住の推進並びに町を応援してもらうきっかけづくりとするとともに、地域経済の活性化に寄与するため、町内で開催される同窓会に要する経費の一部を助成します。

【補助対象条件】

次に掲げる条件を全て満たす同窓会が対象です。

- 1 おおい町の小中学校の同一の学校を卒業した学年、学級単位で開催されること
- 2 来賓を除く出席者が10名以上であり、そのうち県外者が5名以上いること
- 3 おおい町内の飲食店等（テイクアウト・小売店舗を含む）を利用し、おおい町内を会場として開催すること
- 4 出席者が申請年度の4月1日現在の満年齢で20歳に達していること
- 5 町が提供するリーフレット配布やアンケート等に協力すること

【補助対象者】

同窓会の主催者

【補助対象経費】

同窓会を開催するために必要な経費のうち、次に掲げるものとします。

- 1 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷製本費及び通信運搬費
- 2 おおい町内の飲食店等に支払う飲食代や会場使用料

【補助金の額】

開催日当日の出席者数に応じて補助金を交付します。

補助金の算出式は次のとおりとし、10万円が上限となります。

補助金額は、申請年度の4月1日現在の満年齢により変わります。

（39歳以下）出席者1人あたり3千円

（40歳以上）出席者1人あたり2千円

*同窓会に係る経費が、上記算出額に満たない場合は、支出総額が上限となります。

*同一の同窓会に対する助成は、年度内1回のみとなります。

【申請手続き】

次のフローで補助金が支払われます。

- 1 交付申請 同窓会の開催日の14日前までに申請書類一式を町に提出する。
- 2 町から交付決定 町で申請内容を審査後、交付決定通知が届きます。
- 3 同窓会開催 同窓会にて参加者全員が分かる集合写真を忘れずに撮影してください。
- 4 実績報告 同窓会終了後、1月以内に実績報告書類一式を町に提出する。
- 5 町から確定通知 町で実績内容を審査後、確定通知が届きます。

- 6 請求 請求書を町に提出する。
7 振込 請求書提出後、1ヶ月ほどを目途に口座に振り込まれます。

【申請に必要な書類】

◆交付申請には、以下の書類を提出してください。

- 1 おおい町同窓会支援事業補助金交付申請書
- 2 出席者名簿

◆実績報告には、以下の書類を提出してください。

- 1 おおい町同窓会支援事業補助金実績報告書
- 2 出席者名簿
- 3 領収書
- 4 参加者全員が分かる集合写真
- 5 県外者の身分証の写し

◆補助金の請求には、以下の書類を提出してください。

- 1 請求書

【留意事項】

同窓会当日に10名集まらない等の対象条件を満たさなくなった場合は補助金の交付をいたしません。

必ず同窓会開催の14日前までに申請を行ってください。期日を過ぎての申請は受付できません。

同窓会開催経費の支払は、概算払いは行わないため、一時的に主催者（幹事）の方の立替払いが生じますので、ご了承願います。